

答

平成26年度は、債権管理対策準備室において、収入未済額の状況や債権管理の現状調査、ヒアリングを行い、今後の適正な債権管理のための課題を洗い出す作業を行うこととしている。また、

先進自治体の事例研究のほか、職員研修を定期的に行い、「債権管理は担当課が責任を持って行う」「未収債権はしっかりと回収していく」という職員意識の共有及びスキルアップを図っていきたい。

平成27年度においては、前年度の作業を踏まえ、部長級職員による債権管理委員会の立ち上げ、債権管理システムや各課における台帳の整備、債権管理指針及び債権管理計画などの策定を行う予定である。債権管理条例については、現在のところ、平成27年度中に議会への提案を目指したいと考えている。

債権管理対策組織は、平成28年4月の立ち上げを目標とし、立ち上げ後は、全庁における債権管理の指導的役割を担うとともに、所管課で処理が困難な未収債権の整理を行うこととしている。

今後とも、市長を中心に適正な債権管理を全市的な課題として取り組むとともに、収入未済額の圧縮を図るためにも、「逃げ得は許さない」という強い姿勢で臨みたい。

再委託ガイドラインの制定の目的は？

問

株式会社西条産業情報支援センターとの委託契約の問題について、再委託ガイドラインにより終止符を打つというのは、論点のすり替えに他ならないと考えるが、制定の目的は何か。

答

株式会社西条産業情報支援センターへの委託事業については、随意契約であるにもかかわらず、その全て又は大部分を再委託している事例が多く存在し、検証して改善すべき課題があった。このため、内部調査を実施したが、法令及び内規に違反しているものではなく、適正な成果も上げられていることが確認できた。

しかし、業務委託契約において、再委託に関する規定を

定めていない場合、委託先が自由に再委託を行えることになり、業務の質の低下や責任の所在の不明確化を招くなど、直接の業務指示や検査確認が困難になる恐れがあるのも事実である。また、委託先が主要な業務を再委託することは、随意契約の理由に矛盾が生じることにもなる。

本市では、これまで業務委託における再委託について、統一的な基準が設けられていなかったことから、契約書において、再委託などの禁止について定められていないものもあった。このため、平成26年4月1日より業務委託契約における再委託ガイドラインを制定し、一括再委託及び事前の文書による発注者の承諾を得ない再委託の禁止を定めたものである。

税収の見込みは？

固定資産税の評価替え

問

平成27年度は、3年ごとに見直しを行う固定資産税の評価替えの年度に当たるが、事務スケジュールはどうなるのか。また、市内の



市職員による土地調査

土地実勢価格は、相当程度の下落が見られるため、評価額や課税標準額に与える影響も少なくないものと予想されるが、どの程度の税収を見込んでいるのか。

更に、愛媛県内でも廃止・縮小の方向にある前納報奨金制度について、今後、どのような方向で検討するのか。

答

平成27年度固定資産税の評価替えについては、現在、土地鑑定評価委託業務を行うなどの準備を進めてお

り、総務省から示されているスケジュールでは、今秋以降に詳細な基準などが通知される見込みである。現時点で、税収を見込むことは困難であるため、前回基準年度の決算額と比較すると、平成24年度は対前年比で土地が1億9千500万円の減、率にして6・0パーセントの減、家屋が2億6千400万円の減、率にして8・0パーセントの減、合計5億1千400万円の減、率にして5・8パーセントの減となっている。

前納報奨金制度は、個人市県民税の普通徴収分と固定資産税が対象となっており、愛媛県内11市では、現在、個人市県民税は2市、固定資産税は4市が前納報奨金を交付している。

今日的には、地方税制への理解や納税意識の高揚などにより、自主納税が浸透し、納税率も永年高率で安定していることから、全国的に前納報奨金制度は廃止・縮小の方向にある。こうした状況を踏まえ、本市においても制度の在り方について検討を行う必要があると考えている。